

- 各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

今までの経緯と今後のスケジュール

平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
協議会 (設立)	協議会	協議会 (定例)	協議会 (定例)	平成31年度出水期目途	平成32年度出水期目途
平成28年 4月27日 ・現在の水害リスク や取組状況の概要 を共有	平成28年 8月29日 ・地域の取組 方針の決定	平成29年 4月25日 ・毎年の取組の フォローアップ (山梨県部会の 設置)	平成30年 4月24日 ・規約の改定 ・毎年の取組の フォローアップ	┆ ┆ ┆ ┆ ┆	┆ ┆ ┆ ┆ ┆
対 策 実 施					
		●	●	●	●
		第1回フォローアップ	水防法 改正 第2回フォローアップ	第3回フォローアップ(予定)	第4回フォローアップ(予定)

■5年間で達成すべき目標

土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や、防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す

■上記目標達成に向けた取組

1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用の強化